

経営者のIT事始め ～これから始める情報活用～

ステップ 7

ホームページで売上アップ！（5）

経営総合相談窓口 マネージャー 平本 善則

中小企業の経営者の皆様、こんにちは！中小企業診断士の平本です。

今回はいよいよ最終回です。最後は「[ホームページの法的知識](#)」について解説いたします。

1. 契約書は交わしていますか？

ホームページの制作を依頼する場合、正式な契約書を交わしていなかったり、契約内容に不備があったりしますと、依頼者の思い描いていたホームページが製作されない、あるいは追加の費用が発生するなどのトラブルが発生してしまいます。また口頭での約束は後で黙殺されてしまったりしますので、金額の大小に関わらず[必ず契約書を交わしておきましょう](#)。

2. 関連法令に要注意！～輸入化粧品のネット販売事例～

例えば、これから輸入化粧品をネット販売したい方が、海外で個人的に化粧品を買い付け（ハンドキャリー）、自社のネットショップなどで販売するとします。その場合には、「薬事法」の「化粧品製造販売業許可」と「化粧品製造業許可（包装・表示・保管区分）」の取得が必要であり、無許可で販売することは違法になります。販売した商品を回収する義務を負うだけでなく、民法・刑法などによる処分を受ける可能性があるため注意が必要です。

3. ホームページの法的知識

ネットショップなどでホームページによる営業を始める場合には、下記のような最低限の法的知識が必要で、法的なトラブルに巻き込まれないようにすることが肝要です。

項目	内容
商標登録	商品やサービスにつけるマークで特許庁へ登録申請します。 登録商標は商標権として権利が保護され、他人の商標権は使用できません。
著作権	ホームページでの著作は著作権の保護対象となりますので、無断転載は禁止されています。また他人の写真を無断で掲載したりする行為も違法です。
許認可申請	新しく事業を始める場合には、業種によっては許認可が必要ですので（中古販売など）、ネットショップ開設前に許認可を得てください。
個人情報保護	お客様の個人情報を自社のホームページ上から取得する場合には、個人情報保護方針（プライバシーポリシー）を作成し、掲載することが必要です。
特定商取引法	ネットショップで営業する場合には、特定商取引法第11条の通信販売の規定に関する表示が必要です。 ・記載事項：販売価格（送料表示も必要）、代金の支払時期とその方法等
サイト利用規約	ホームページの利用条件や取引条件を示すもので、その掲載は任意ですが、顧客へ断っておくべきことや注意しておくべきこと、知っておいてほしい等の情報をまとめて記載するため、多くの企業のホームページにはサイト利用規約が掲載されています。 ・記載事項：サイト運営者、利用規約適用範囲、利用規約と通知等

ホームページは使い方によっては営業の強力な助っ人となり、売上アップにつながります。

最後に、（財）群馬県産業支援機構 経営総合相談窓口では、ホームページに関するお問合せも承っておりますので、お気軽にご連絡いただければ幸いです。